

令和3年8月31日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市における新型コロナウイルス対策に関する市立学校園の臨時休業の基準等について

初秋の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、さまざまご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、令和3年8月27日付文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」に基づき、市立学校園の臨時休業の基準等を次のとおりとしますので、お知らせします。

なお、本基準等については感染状況等を踏まえ、必要に応じて今後も改定するものとします。

1. 出席停止及び臨時休業の基準について

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱等の風邪症状 あり
園児・児童・生徒本人(教職員を含む)	治癒するまで出席停止	出席停止 (原則2週間※1)	出席停止 (自宅で休養)
当該学校園	学校園での濃厚接触者がいない場合には、臨時休業せず、学校園の教育活動を継続する ただし、下記(1)及び(2)の場合は臨時休業、(3)の場合は学級の臨時休業(学級閉鎖)とする	臨時休業しない ただし、下記(2)の場合は臨時休業、(3)の場合は学級の臨時休業(学級閉鎖)とする	
当該学校園 以外の学校園	臨時休業しない		

※1・・・感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算します。

(1) 濃厚接触者の特定にかかる臨時休業

園児・児童・生徒及び教職員の感染が判明した場合は、保健所が学校園の教育活動における濃厚接触者を特定するための調査を行います。この調査が完了するまでの期間、感染が広がっているおそれの範囲(学校園全体、学年、学級)に応じて臨時休業とする場合があります。

●中学校の場合、感染者が所属する部活動に参加している生徒を出席停止にする場合があります。

(2) 学校園の運営体制が整わない場合の臨時休業

多数の教職員が感染または濃厚接触者となる、あるいは風邪症状のため自宅待機となった場合は、教育活動を行うための体制が整わないことがあります。その際は、学校全体または一部(学年、学級)を臨時休業する場合があります。

(3) 学級内(学年内・学校園全体)で感染が広がっている可能性が高い場合の臨時休業

以下のいずれかの状況に該当する場合は、学級の臨時休業(学級閉鎖)を実施します。なお、学級閉鎖の期間は、5~7日程度を目安に、感染の拡大状況等を踏まえて判断します。

- ① 同一の学級において、同時期に複数の園児・児童・生徒の感染が判明した場合
- ② 感染者が1名の場合でも複数の濃厚接触者が存在する場合や、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ その他、設置者が必要であると判断した場合

- 複数の学級を閉鎖する等、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年を閉鎖します。
- 複数の学年を閉鎖する等、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園全体を閉鎖します。
- 園児・児童・生徒が登校(登園)後、臨時休業となる場合は、家庭に連絡した上で、速やかに下校(降園)させる場合があります。

2. 市立学校園を臨時休業する場合の公表の方法や範囲等

学校園全体を臨時休業する場合は、市と当該学校園のホームページにおいて、学校園名と感染者の人数、臨時休業の期間について公表します。(学年や学級等は公表しません。)

それ以外の場合は、保護者には連絡しますが公表しません。

新型コロナウイルス感染症については、強い感染力を持つ変異株(デルタ株)の置き換わりが進んでおり、現在、大阪府内及び本市において、新規陽性者数の増加が続いている状況です。

新学期にあたり、市立学校園では教職員全体で感染症対策の点検を行い、危機感を持って園児・児童・生徒の教育活動に取り組んでいるところです。

保護者の皆様におかれましては、園児・児童・生徒の感染防止のため、3密の回避や運動時以外のマスクの着用、こまめな手洗い、登校(登園)時の健康観察等の基本的な感染症対策について、ご家庭であらためてご指導いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、園児・児童・生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、また、PCR検査等を受検することになった場合は、学校まで速やかにご連絡をお願いします。(念のため、PCR検査等を受検するような場合でもお知らせください。)